

令和3年 第11回農業委員会議事録

令和3年11月25日午前10時00分に第11回農業委員会を市役所庁議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

7 番 (笹原 哲) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第 1 6 号 農地法第 1 8 条の規定による解約通知について
- 議第 4 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について
- 議第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 4 6 号 別段面積の例外の区域指定の申請について
- 議第 4 7 号 非農地証明について
- 議第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議第 4 9 号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和3年 第11回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第11回通常総会を11月25日（木）市役所庁議室において午前10時00分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。7番 笹原哲委員欠席する旨、連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。今日は総会に出席いただきありがとうございます。また、11月中は人・農地プランの会議で進行役・司会を務めていただきましてありがとうございました。これからも尾花沢市の農地を守るために、人・農地プランがどうしても必要なもので、またお願いすることもあるかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。また、寒くなり、白いものもちらほらと舞ってきましたので、体には十分気を付けて、風邪などひかないようにしてくださるようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

（岸事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

(議 長)

これより令和3年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番 柳橋澄子委員、3番 小関金也委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1から3頁になります。

案件は24件ございます。全て貸人、借人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1からNo.6は未定です。No.7、8が自作の予定です。頁をめくっていただきまして、No.9、10については今月農地法第3条による貸借申請がなされております。No.11から13は今月集積計画があげられております。No.14からNo.17については、別人へ売買予定です。このうち、No.14は今月農地法第3条による申請がなされております。No.15は来月集積計画、No.16については来月3条申請の予定です。No.17については今月集積計画があげられております。3頁目です。No.18から20が農地中間管理機構への貸付を予定しております。No.21から24は農地中間管理機構による転貸を解約したものです。このうちNo.22の所有者は自作を予定しております。No.24の所有者は貸付けを受けていた方へ売買を予定しております。今月集積計画があげられております。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第16号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第44号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第44号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」は議案書4頁になります。案件は1件です。

申請事由は、譲渡人が耕作を続けたいとの希望により取消を願い出たものです。以上、説明を終わります。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、

議長を 星川敬夫会長職務代理者と交代します。

(会長と星川職務代理 席を交換)

(議長 星川職務代理)

議長を交代いたしました。スムーズな議事運営にご協力願います。それでは議第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、12番、鈴木藤光委員の退席を求めます。

(12番 鈴木藤光委員 退席)

(議長 星川職務代理)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長 星川職務代理)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

農地法第3条の規定による許可申請は5頁からです。まず所有権移転についてご説明いたします。案件は10件です。No.1とNo.2は自作地相互交換になります。No.3、4の渡人は高齢化による経営縮小のため、No.5、6の渡人は労力不足のため、No.7は後継者への生前一括贈与、No.8、9の渡人はその他贈与、No.10の渡人は農地とともに相続した家屋の取り壊しに資金が必要とのことです。受人はNo.3からNo.6、No.8からNo.10が経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.10は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。No.1の渡人は農業廃止のため、No.2の渡人は労力不足のため、No.3の渡人は相手方の要望のためです。受入側は全て経営規模拡大の

ための設定です。No. 1 からNo. 3 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

最後に使用貸借権の設定についてご説明します。こちらは経営移譲年金を受給する設定者が継続して受けるためのものです。No. 1 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長 星川職務代理)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長 星川職務代理)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 4 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長 星川職務代理)

賛成多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

それでは、1 2 番 鈴木藤光委員、復席してください。

(1 2 番 鈴木藤光委員 復席)

(議長 星川職務代理)

それでは、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(鈴木会長と席を交換)

(議 長)

次に議第46号「別段面積の例外指定の申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第46号「別段面積の例外指定の申請について」は9から11頁です。案件は1件です。農地に隣接する宅地に居住している者が農地購入を可能とするため、申請するものです。10頁をご覧ください。場所は朧気です。丸をつけた場所が該当の農地になります。購入予定者の居住地は隣の薄く染めている場所になります。今回、許可になりましたら来月総会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第47号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第6班主任、小関金也委員の報告・説明を求めます。

(3番 小関金也委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第47号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第6班主任、小関金也委員の報告・説明を求めます。

(3番 小関金也委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。武田委員。

(19番 武田委員)

19番 武田です。この場所についてですけれども、ここに砂利を敷いて駐車場にする

とのことですが、かなり大きいと思うのですが、ここに来られる方はどのような方を想定しているのか、教えてください。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

武田委員より、この建物に来られる方についての質問ですけれども、申請書にありますのは、申請人が退職後に今ある建物を利用してガラス工房を開きたいとのことで、駐車場については来客者、一部はガラス工房の教室を開きたいので、その生徒さんようにとのことでした。

(議長)

武田委員。

(19番 武田委員)

19番 武田です。もう一点ですが、既存の小屋と家がありまして、おそらく小屋を利用されるのかと思いますけれども、事業としてガスや電気釜を使うと思いますけれども、その辺隣接者との間にトラブルのないようにお願いしたいと思います。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

申請者へ、周りへの配慮として伝えたいと思います。

(議 長)

他にございませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第49号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番 小関金也委員、16番 星川礼子委員の退席を求めます。

(3番 小関委員 退席)

(16番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第49号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。

議案書20頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が8,403a、うち再設定が660a、所有権移転は171aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。転貸は2,113aとなり、計画面積合計は3,178aです。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が840a、うち再設定は66a、畑は53aでうち再設定が32a、転貸は、田が1,934a、畑が179a、所有権移転は、田が153a、畑が17a、合計しますと田が2,928a、畑が249aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手16名、うち再設定3名、受け手14名、うち再設定が3名です。転貸は、出し手15名、受け手18名、所有権移転は、出し手6名、受け手6名、合計しますと、出し手が37名、受け手が38名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が8件で359a、6年から9年が3件で81a、10年以上が5件で452aです。転貸は、10年以上が40件で2,113aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が59kgから90kg、現金が8千円から1万5千円、畑の現金が7千円です。転貸は、田が0円から1万5千円、畑が0円から5千円です。所有権移転は、田が3万5千円から10万円、畑が23万2千円です。

それでは頁移りまして、21頁からは個別状況です。No.1から22頁No.13までは新規の設定、No.14からNo.16までは再設定、No.17から26頁No.56までは中間管理事業の転貸になります。27頁は所有権移転で、6件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

3番 小関金也委員、16番 星川礼子委員、復席願います。

(3番 小関委員 復席)

(16番 星川委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和3年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時43分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年11月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____